

議案議第4号

観光立県かごしま県民条例の一部を改正する条例制定の件

観光立県かごしま県民条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年10月提出

鹿児島県議会議員	田之上	耕三
	吉留	厚宏
	寺田	洋一
	柳	誠子
	園田	豊
	おさだ	康秀
	ふくし山ノブスケ	
	成尾	信春
	たいら	行雄
	いわしげ	仁子

観光立県かごしま県民条例の一部を改正する条例

観光立県かごしま県民条例（平成21年鹿児島県条例第9号）の一部を次のように改正する。
前文中「屋久島」の次に「並びに奄美大島及び徳之島」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

奄美大島及び徳之島が世界自然遺産として登録されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。